

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：南島原市、南島原市議会議長、南島原市選挙管理委員会、南島原市代表監査委員  
南島原市農業委員会、南島原市固定資産評価審査委員会、南島原市教育委員会

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.61%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.95%
全職員	63.20%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.07%
本庁課長補佐相当職	94.46%
本庁係長相当職	92.86%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.52%
31～35年	98.49%
26～30年	96.36%
21～25年	90.55%
16～20年	88.20%
11～15年	—
6～10年	89.32%
1～5年	91.73%

#### 【説明欄】

- ・「(1)役職段階別」における「男女の給与の差異」については、「本庁部局長・次長相当職」に女性職員が存在しないため、「—」としている。
- ・「(1)勤続年数別」における「男女の給与の差異」については、「11年～15年」に女性職員が存在しないため、「—」としている。
- ・扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は、93.70%、住居手当の受給者に占める男性職員の割合は、91.10%であるため、全体的に平均給与に男女差異が生じている。
- ・時間外勤務手当について、男性職員の方が女性職員よりも時間外勤務が長く、時間外勤務手当の支給額に占める男性職員の割合は、76.64%となっている。
- ・勤続年数別の男女給与の差異が大きい理由は下記のとおり。
  - 16～20年：19～20年目の男性職員が多く、平均給与額を押し上げている。
  - 6～10年：扶養手当及び住居手当を受給している男性職員が多く、平均給与額を押し上げている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。